

相談時間 9:00~12:00・13:00~16:00

●は、市役所申告相談日

※緑・南淡会場は今年から場所が変更しています

税務署は、税務署出張申告相談日



2月	三原会場 三原市民 センター	緑会場 緑公民館 2階	西淡会場 西淡庁舎 集会室	南淡会場 南淡庁舎 3階
16日 (水)	●			●
17日 (木)	●		●	
18日 (金)	● 税務署	●		
19日 (土)				
20日 (日)				
21日 (月)	●			●
22日 (火)	●		●	
23日 (水)	●	● 税務署		沼島 出張所
24日 (木)	●		●	灘 連絡所
25日 (金)	●			● 税務署
26日 (土)				
27日 (日)				
28日 (月)	●	●	●	

3月	三原会場 三原市民 センター	緑会場 緑公民館 2階	西淡会場 西淡庁舎 集会室	南淡会場 南淡庁舎 3階
1日 (火)	●			●
2日 (水)	●		● 税務署	
3日 (木)	●	●		
4日 (金)	●			●
5日 (土)				
6日 (日)	●	●		
7日 (月)	●			●
8日 (火)	●		●	
9日 (水)	●			●
10日 (木)	●		●	
11日 (金)	●	●		
12日 (土)				
13日 (日)			●	●
14日 (月)	●		●	
15日 (火)	●	●		●

税務署の相談時間は9:30~12:00、13:00~15:00です。会場は西淡が西淡第2庁舎2階、南淡が南淡公民館2階で行います。上表の3月6日(日)・13日(日)の申告相談は、洲本税務署が閉庁のため、質問にお答えできないことがあります。

また、市役所での毎週木曜日の窓口時間延長での相談受付はしていませんのでご了承ください。

※灘連絡所と沼島出張所の相談時間は10:00~12:00、13:00~15:00です

国税庁ホームページ

確定申告書等作成コーナーで簡単に申告書が作成できます

国税庁 検索 <http://www.nta.go.jp/>

確定申告書等作成コーナーの画面の案内にしたがって金額を入力すれば税額などが計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などが作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送などで提出するか、インターネットで送信(e-Tax)することができます。e-Taxで期限内に申告をすると、所得税額から最高5,000円が控除されます。ただし、平成19年~22年所得の申告いずれかに1回に限ります。



申告書が完成した人

申告書が完成して提出のみの人は、受付をせず直接申告相談会場で職員に手渡ししてください。また郵送でも受付します。送付先は、洲本税務署(洲本市山手1-1-15)までお願いします。

市役所で確定申告相談ができないもの

- ①土地建物などの売却に係る譲渡所得
 - ②消費税
 - ③贈与税
 - ④株式等に係る譲渡所得
 - ⑤先物取引
 - ⑥配当所得
 - ⑦青色申告
- は市役所の相談会場で受付できません。税務署、あるいは上記日程表の税務署の出張申告相談会場でお願いします。

税の申告準備進んでいますか？

確定申告

2月16日(水)~3月15日(火)

今年も所得税と市・県民税(住民税)の申告時期になりました。申告が必要な人は必ず申告をしてください。毎年、申告開始直後や申告期限の1週間前、特に月曜日や雨天時が混雑しています。営業・農業等の収支内訳書や医療費控除の領収書等はあらかじめ分類し集計してからお越しください。次ページの日程で申告の受付をしますので、皆さまのご協力をお願いします。



所得税の確定申告

サラリーマンの所得税は、年末調整で精算されていますが、次のような人は申告が必要です

- ①事業・農業・不動産所得がある(売上げ等の収入と必要経費をまとめた収支内訳書の添付が必要)
 - ②保険の満期や不動産等の売却収入等がある
 - ③給与の年取が2,000万円を超える
 - ④給与と所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える
 - ⑤2か所以上から給与を受けている
 - ⑥年末調整後に扶養等控除額に変更がある
- ※合計所得金額が38万円を超える人を扶養に取ることはできません

申告で所得税が還付される人

- ①災害や盗難にあった(直接洲本税務署で申告)
 - ②多額の医療費を支払った
 - ③国や地方公共団体等に寄附をした
 - ④住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得、または増改築した
 - ⑤年末調整し忘れた控除額がある、または年の途中に退職して年末調整していない控除額があるなど
- ※あらかじめ給与や公的年金等から所得税が源泉徴収されていない人には、還付金はありません
- 洲本税務署 ☎ 24-1212

市・県民税の申告

1月1日現在、市内に住所のある人が対象で、所得がない人でも申告が必要です。ただし、次の条件に当てはまる人は申告の必要はありません。

- ①所得税の確定申告を済ませている
 - ②22年中の所得が1か所からの給与または公的年金のみ(遺族年金・障害者年金以外)
- ※障害者控除、寡婦・寡夫控除、雑損控除等を受けようとする人は申告が必要です
- ③市内在住である親族の税法上の扶養になっている
- 税務課 ☎ 43-5022

確定申告に必要なもの

- 申告書、印鑑(認印)、源泉徴収票(給与・年金をもらっている人)
- 社会保険料控除=国民年金保険料の支払証明書(領収書不可)
- ※紛失した人や届いていない人は再発行が可能です
- 控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570-070-117
- 明石年金事務所 ☎ 078-912-4980
- 生命保険・地震保険料控除=支払保険料の証明書
- 医療費控除=集計した明細書、領収書原本
- 住宅借入金等特別控除=登記簿謄本、住民票の写し、売買・請負契約書の写し、住宅ローンの年末残高等証明書
- 還付を受ける人=申告名義人の口座番号がわかるもの

申告書が必要な人



昨年確定申告書を用紙で提出した人には、今年も申告書が洲本税務署から送付されます。ただし、e-Taxで申告された人または、一部申告の内容により税務署から案内はがきや通知のみが送付されることがあります。申告書を用紙が必要な人は、洲本税務署に請求するか、申告会場、総合窓口センターでもお渡しします。市役所から郵送は行いません。また国税庁ホームページからもダウンロードできます。平成22年中所得申告から申告書の様式が変更していますので、新様式で申告書の作成をお願いします。